

旭川工業高等専門学校寮務委員会規程

制定	昭和46. 4. 1 達第16号	
改正	昭和47. 3. 14 達第4号	昭和56. 3. 5 達第3号
	平成6. 2. 22 達第21号	平成7. 12. 20 達第17号
	平成11. 4. 1 達第7号	平成16. 4. 1 達第14号
	平成17. 4. 1 達第23号	平成23. 3. 18 達第24号
	平成27. 3. 20 達第26号	平成28. 3. 24 達第28号
	平成29. 3. 23 規則第27号	

旭川工業高等専門学校寮務委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第30条第3項に基づき、旭川工業高等専門学校寮務委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる本校寄宿舎（明誠寮）の寮務に関する重要事項について審議する。

- (1) 寮生の入退寮に関すること。
- (2) 寮生の各室の人員配置に関すること。
- (3) 寮生の生活指導に関すること。
- (4) 寮生の厚生福祉に関すること。
- (5) 寮生会に関すること。
- (6) その他寮務に関する重要事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 寮務主事
- (2) 寮務主事補
- (3) 各学科及び科の教員のうちから校長が指名する者 各1人
- (4) 学生課長

2 前項第3号の委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集して議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した寮務主事補がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 委員長は、第3条第1項第3号の委員が委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における審議結果を総括し、校長に報告する。

(事務)

第9条 委員会の事務に関することは、学生課が処理する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47. 3. 14 達第4号)

この規程は、昭和47年3月14日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56. 3. 5 達第3号)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成6. 2. 22 達第21号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7. 12. 20 達第17号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11. 4. 1 達第7号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 4. 1 達第14号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 4. 1 達第23号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23. 3. 18 達第24号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27. 3. 20 達第26号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3. 24 達第28号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29. 3. 23 規則第27号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。